

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第48号

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成17年香川県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（病床転換支援金等を納付する市町の調整交付金の特例）</p> <p>4 <u>平成30年3月31日</u>までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第4条の規定を適用する場合には、同条第1項第2号中「後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</p> <p>5 <u>平成30年3月31日</u>までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第2項の規定により読み替えられた第4条の規定を適用する場合には、同項の規定により読み替えられた同条第1項第2号中「の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは、「及び病床転換支援金の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</p> <p>（普通調整交付金定率分の額の算定の特例）</p> <p>6 略</p>	<p>附 則</p> <p>（病床転換支援金等を納付する市町の調整交付金の特例）</p> <p>4 <u>平成25年3月31日</u>までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第4条の規定を適用する場合には、同条第1項第2号中「後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</p> <p>5 <u>平成25年3月31日</u>までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第2項の規定により読み替えられた第4条の規定を適用する場合には、同項の規定により読み替えられた同条第1項第2号中「の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは、「及び病床転換支援金の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</p> <p>（普通調整交付金定率分の額の算定の特例）</p> <p>6 略</p> <p><u>7 市町について、平成25年度までの各年度における普通調整交付金定率分の額の算定に係る第4条第1項第1号（退職被保険者等所属市町村にあっては、附則第2項の規定により読み替えられた同号）の規定を適用する場合には、同号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第19条第1項第1号に掲げる額を除く。以下同じ。））」とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項及び第5項の規定は、平成25年度分以後の第4条第1項の規定による普通調整交付金定率分の額の

算定について適用する。